

○静岡県警察意見公募手続事務取扱要綱の制定について

(平成 18 年 7 月 13 日例規県民第 51 号)

別添のとおり「静岡県警察意見公募手続事務取扱要綱」を定め、平成 18 年 7 月 14 日から施行することとしたので、各所属にあっては、この要綱の目的に沿った事務の遂行を図られたい。

別添

静岡県警察意見公募手続事務取扱要綱

第 1 目的

この要綱は、県民等の多様な意見及び情報を警察行政に反映させるために行う意見公募手続に関し必要な事項を定め、もって警察行政に関する意思決定過程の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

第 2 用語の定義

- 1 この要綱において「条例等」とは、県条例又は県公委規則をいう。
- 2 この要綱において「意見公募手続」とは、警察行政に関する意思決定過程の情報をあらかじめ公表し、広く県民等の意見（情報を含む。以下同じ。）を求め、これを受けて提出された意見を考慮して意思決定するとともに、当該意見に対する県警察の考え方を公表する一連の手続をいう。
- 3 この要綱において「実施所属長」とは、意見公募手続をとる県本部所属の長をいう。

第 3 意見公募手続の対象等

1 対象

意見公募手続の対象は、次に掲げる計画、条例等（以下「計画等」という。）とする。

- (1) 警察行政の基本となる計画のうち、県民の意見を反映する必要があると本部長が認めるもの
- (2) 県民に義務を課し、又は権利を制限する条例等（手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

2 適用除外

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、前記 1 の規定は適用しない。

- (1) 条例等の軽微な改正をする場合
- (2) 迅速又は緊急を要する場合
- (3) 別に意見公募手続と同様の趣旨の手続が制度化され、又はなされている場合

3 特例措置

審議会等において、意見公募手続に準じた手続を経て策定された答申又は提言に基づき、当該答申又は提言と実質的に同じ内容の計画等の案を立案する場合には、意見公募手続は要しない。

第4 計画等の案の公表

- 1 実施所属長は、意見公募手続に係る計画等の案（最終的な意思決定（県条例の制定又は改廃にあつては、議案としての最終決定をいう。以下同じ。）がされる前の案とする。）を作成したとき、次に掲げる事項を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。
 - (1) 計画等の案の名称
 - (2) 計画等の案の概要
計画等の案の趣旨及び骨子
 - (3) 公表に努める関連資料
計画等の案について県民等の理解に資する次に掲げる資料
 - ア 案の作成に当たり整理した論点
 - イ 予想される影響や効果
 - ウ 実施及び実施後に必要と見込まれる経費の概要
 - エ その他実施所属長が必要と認めるもの
 - (4) 意見提出期間
意見提出期間は、原則として、公表の日から起算しておおむね1か月とする。
 - (5) 意見の提出方法
 - ア 意見の提出方法は、持参、郵送、メール送信その他実施所属長が適当と認める方法とする。
 - イ 意見を提出する者の氏名、住所及び連絡先は、原則として明記させることとする。また、意見を提出した個人又は法人その他団体の氏名、名称その他の属性に関する情報を公表することを予定している場合には、あらかじめその旨を県民等に示すこととする。
 - (6) その他実施所属長が必要と認める事項
- 2 実施所属長は、意見公募手続をとるに当たっては、前記1(1)から(6)までに定める事項について、県本部警務課長（以下「警務課長」という。）及び県本部警察相談課長（以下「警察相談課長」という。）と協議した上で、本部長の承認を得なければならない。
- 3 前記1の規定による公表は、静岡県警察ホームページ運営要綱の制定について（平成9年甲通達第49号。以下「ホームページ要綱」という。）に定める本部ホームページに掲載するものとする。ただし、公表する資料が相当量に及ぶ場合、容易に電磁的記録に変換できない紙に記録された情報である場合等は、関係資料の全てを本部ホームページに掲載する必要はない。

- 4 前記3に規定する本部ホームページへの公表手続は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 実施所属長は、公表する2週間前までに、意見公募依頼書（別記様式）により、警察相談課長に送付するものとする。
 - (2) 警察相談課長は、前記(1)により送付された資料を確認し、ホームページ要綱に基づき、速やかに公表の手続をとるものとする。
- 5 実施所属長は、前記3に定めるもののほか、次に掲げる方法を活用し、当該意見公募手続に係る計画等の案の公表について県民等への積極的な周知に努めるものとする。
 - (1) 各種広報紙等への掲載
 - (2) 印刷物の配布
 - (3) 説明会等の開催
 - (4) 報道機関への情報提供
 - (5) その他実施所属長が必要と認める方法
- 6 県本部所属の長は、第3の3に定めるところにより意見公募手続をとらない場合においても、最終的な意思決定がされる前の計画等の案が作成された段階において、前記5の規定に準じて次に掲げる資料の公表に努めるものとする。この場合には、当該資料について警務課長と協議した上で、本部長の承認を得なければならない。
 - (1) 計画等の案の趣旨及び骨子
 - (2) 審議会等の会議資料及び会議録
 - (3) 審議会等が策定した提言、答申等
 - (4) その他県本部所属の長が必要と認めるもの

第5 提出意見の検討等

実施所属長は、意見提出期間が満了したときは、最終的な意思決定の手続をとるに当たり、次の事項を付した上で当該手続をとらなければならない。

- 1 意見の提出があった場合は、提出された意見を項目ごとに整理するとともに、これを考慮した結果（計画等の案を修正したときは、その理由を含む。）
- 2 意見の提出がなかった場合は、その旨

第6 結果の公表等

- 1 実施所属長は、第5の規定により意思決定した場合には、次に掲げる事項を公表しなければならない。
 - (1) 計画等の案のとおり意思決定をした場合
 - ア 計画等の名称
 - イ 計画等の案の公表の日
 - ウ 意思決定の内容（実施する計画等の趣旨及び骨子等）

エ 意見の提出があった場合は、提出された意見の内容並びに当該意見を考慮した結果及びその理由

オ 意見の提出がなかった場合は、その旨

(2) 提出された意見を考慮して計画等の案を修正して意思決定をした場合

ア 計画等の名称

イ 計画等の案の公表の日

ウ 意思決定の内容（実施する計画等の趣旨及び骨子等）

エ 提出された意見の内容並びに当該意見を考慮した結果及びその理由（計画等の案の修正の基となった意見については、その修正の内容及び理由も記載する。）

(3) 計画等を行わないこととする意思決定をした場合

前記(1)ア及びイに定める事項に加え、計画等を行わないこととした旨

2 提出された意見の中に、静岡県情報公開条例（平成12年県条例第58号）第7条各号のいずれかに該当するおそれのある情報が含まれているときは、前記1の規定にかかわらず、その全部又は一部を公表から除くことができる。また、必要に応じ、前記1(1)及び(2)に定める提出された意見の内容について、整理又は要約することができる。

3 実施所属長は、前記1の規定により公表するときは、公表する事項について、警務課長及び警察相談課長と協議した上で、本部長の承認を得なければならない。

4 前記1の規定により公表する期間は、おおむね2か月とし、第4の3及び4の規定に準じて公表する。また、第4の5の規定に準じて県民等への周知に努めるものとする。

第7 運用上の留意事項

1 実施所属長は、第4の1及び第6の1の規定により公表するときは、当該規定に定める事項を事前に関係所属長に通知しなければならない。

2 職員は、県民等から意見公募に関する照会があったときは、適切かつ誠実に対応しなければならない。